大和市公告第82号

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)第27条の規定により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

平成26年7月14日

大和市長 大 木 哲

- 1 都市公園の概要
 - (1) 名 称 大和ゆとりの森
 - (2) 面 積 16.7ha
 - (3) 位 置 大和市福田字九ノ区4112番地ほか
 - (4) 有料公園施設の名称 ゆとりの森芝生グラウンド、ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森 大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場、 ゆとりの森バーベキュー広場、ゆとりの森仲良しプラザ及びゆとり の森駐車場

2 申込期間

平成26年7月15日(火)から同年9月2日(火)まで(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

3 申込場所

大和市環境農政部みどり公園課

- 4 利用料金に関する事項
 - (1) 利用料金の額は、大和市都市公園条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする。
 - (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
 - (1) 有料公園施設の利用の承認に関する業務
 - (2) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (3) 大和ゆとりの森の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 申込みの資格

- (1) 法人その他の団体であること (個人による応募は不可)。
- (2) 募集要項に定める制限事項に該当しないこと。

8 選定の基準

- (1) 大和ゆとりの森を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 大和ゆとりの森の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 大和ゆとりの森の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 大和ゆとりの森の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

9 その他

詳細は、募集要項による。